

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件  
 新旧対照条文

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。（第七十一条並びに第八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第二十一条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者）            障害者自立支援法施行令第十七條第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第七十七号）第二号及び第三号に掲げる者</p> <p>二（略）</p> <p>三 指定障害福祉サービス基準附則第四條第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）以下「指定障害者支援施設基準」という。（第四條第一項第一号のイの(2)の(イ)の(イ)及び附則第三條第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）以下「障害者支援施設基準」という。）（第十一条第一項第二号の</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。（第七十一条並びに第八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第二十一条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者）            障害者自立支援法施行令第十七條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第七十七号）第二号及び第三号に掲げる者</p> <p>二（略）</p> <p>三 指定障害福祉サービス基準附則第四條第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）以下「指定障害者支援施設基準」という。（附則第三條第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）以下「障害者支援施設基準」という。）（附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者</p>

<p>イの(2)の(イ)の(イ)及び附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)、(4)又は(5)に定める者</p> <p>四 指定障害者支援施設基準第四条第一項第六号のイの(1)及び附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準第十一条第一項第七号のイの(1)及び附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>介護給付費等単位数表第10の1の注1(3)に定める者</p>	<p>介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)又は(4)に定める者</p> <p>四 指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>介護給付費等単位数表第11の1の注1(3)に定める者</p>
---	--